

尾鷲高等学校定時制生徒の生活について

【目指す学校像】

より豊かに社会生活を営むことが出来るよう、生徒一人ひとりの生きる力を高める学校

1. 日課

- (1)登校時間…早く来る場合16:30以降登校する。
(全日制が教室を使っている場合があるため)
- (2)授業は1日4限(ただし前期の水曜日のみ5限目あり) 休憩時間は5分
1限目:17:25~18:10 2限目:18:15~19:00
3限目:19:05~19:50 4限目:19:55~20:40
(5限目:20:40~)

2. 学期

- (1)前期・後期の2学期制
①前期:4月~9月 ②後期:10月~3月

3. 定時制生徒の使用可能エリア

- (1)管理棟1階 定時制セミナー室、定時制職員室
- (2)管理棟3階 第1(第2)パソコン室(授業時のみ)
- (3)管理棟4階 音楽室(授業時のみ)
- (4)食堂前(自動販売機)
- (5)1号館1階 フロアー、教室、家庭看護実習室
- (6)1号館2階 男子トイレ(1階に男子トイレがないため、男子のみ)
- (7)2号館各階 実験室(実験実習時のみ)
- (8)体育館(体育時及び各種行事)

⇒上記エリア以外には許可なく立ち入ることを禁ずる。

※全日制との共有部分が多いため、私物は持ち帰るかロッカーに入れて施錠する。

4. 「指導としての懲戒」または「処分としての懲戒」の対象となり得る行為、具体的には、たとえば次のようなものである。

- (1)交通関係…無免許運転、飲酒運転、スピード違反、暴走行為 等
- (2)く犯不良行為…飲酒(二十歳未満)、喫煙(二十歳未満)、器物破損、いじめ、たかり、けんか、乱暴、教職員に対する暴言・暴力 等
- (3)犯罪行為…窃盗、不正乗車、傷害・暴行、薬物の乱用、横領・詐欺、強盗・恐喝・金品強要 等
- (4)その他…考査時の不正行為、スマートフォンの不適切な使用、その他、特に懲戒が必要と認められる行為

※「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの(起こった場所は学校の内外を問わない。)」とする。

5. 通学方法・自家用車等の使用の届け出

- (1)入学時の調査票の中で、通学方法、乗車駅・バス停名、所要時間を届け出る。
- (2)さらに、通学に単車・自動車等を使用する場合は、所有免許を提示したうえで、駐車場所や学校敷地内での走行ルール・マナー等について指導を受ける。
- (3)通学方法に変更があった場合は、担任・生徒指導主事等に伝え、必要に応じ指導を受ける。